

清末重慶の義渡をめぐる社会的構図

小野 達哉

はじめに

- 一 義渡設置の背景と船幫の関係
 - 二 義渡の経営基盤
 - 三 紛争と解決（一）運賃・運航条件をめぐる問題
 - 四 紛争と解決（二）差務負担をめぐる問題
- おわりに

キーワード：巴県檔案、重慶、義図、船幫、
差務

はじめに

義渡とは、地元の紳士・富家から土地や金銭の拠出を受けて会組織を設立し、こうした公産から上がる収益を元手に、河川沿岸の埠頭に渡船を配備して、運賃は原則無料で乗客を運ぶという公益事業である。重慶は府城の北岸を流れる嘉陵江と、府城の南岸を流れる長江が合流する地点に位置し、四川省東部の商業・交通の要地として、経済的に大いに繁栄を遂げた。船運業は長江の上流・下流へ就航する長距離輸送の大型船から、長江・嘉陵江対岸の埠頭と重慶市街地の間を往き来する短距離輸送の渡船まで、

経済上・交通上あらゆる面で活況を呈していたのであった¹。

重慶の歴史を時期区分すると、乾隆末年から社会経済上は開港期まで、行政制度上は新政期までが1つの時代と考えられてよい。それは商業経済の拡大化、社会的流動性の加速化という長期的趨勢の下にあったが、本稿は社会構造上、その間を通底する問題に議論を集中させるから、清代後期をひとまとまりの時代と捉える立場に立ち、量的変化・質的変化の要因を問うものとはならない。

重慶の経済的繁栄は船運が交通・運輸の中心にあり、長江・嘉陵江沿いに埠頭が林立していたことに支えられたものであった。したがって、重慶都市部に展開した慈善事業においても船運と関わるものが盛行し、義渡は救命船と並んで、そうしたものの1つに数えられたのである。しかし、救命船の研究蓄積が豊富にあるのに対し²、義渡は反って研究成果に乏しく、管見の限り、William T.Rowe氏に簡単な論及のある外は³、祝瑞光氏等⁴・徐暁光氏⁵・龔君氏等⁶・楊文華氏⁷の専論を有するに過ぎない。これらは多くが個別

¹ 短距離輸送の船舶は正確には、貨物輸送用を「撥船」「駁船」、乗客輸送用を「渡船」というが（邱澎生「国法与幫規：清代前記重慶の船運紛糾解決機制」『明清法律運作中的權力与文化』聯経出版事業公司、2009年、第298頁）、本稿では便宜上、船舶の呼称はすべて「渡船」で統一している。この点に限らず、重慶の船運業については、邱澎生氏の論説を参照されたい。本稿では

行論の中で必要に応じて、邱氏のこの論説に言及するつもりである。

² ここでは、巴県檔案を利用した研究として、藍勇「清代長江紅救生船の地位和効果研究」『中国社会経済史研究』2012年第3期、2012年。藍勇「清代長江救生紅船の公益性与官弁体系的衰敗」『學術研究』2013年第2期、2013年のみを挙げておく。

義渡の概略や史料紹介に止まるのに対し、楊文華氏の論説は、四川省の地方志を総攬し、義渡の設置時期・設立者の階層を俯瞰した上で、移民社会の土着化、本地人との融合が進んでいく様相や⁸、紳士たちが義渡への関与を通じて、地元社会の権威を得ていく様相を描き出した⁹、貴重な成果である。

筆者は現在『巴県檔案』を用いて、重慶地区における社会的結合関係を復元することを研究課題としている¹⁰。筆者はその過程で、『巴県檔案（同治朝）』マイクロフィルムの中に2件、『清代乾嘉道巴県檔案選編』の中に1件の、義渡についての訴訟案巻を見出すことができた。それは1つが童家溪義渡と臨江門の船幫の間の紛争¹¹、1つが海棠溪義渡を相手取った炭船戸の訴訟¹²、そして、もう1つが大渡口と黄葛渡の船戸の差務負担をめぐる争論の中に義渡への言及があるというケースで¹³、いずれも何らかの形で、義渡をめぐる紛争と関わりを持つものである。

本稿の目的は、義渡と官府・団練・船幫・その他の同業行会の関係を明らかにするのを通し

て、義渡の存在の背後にある構図を浮かび上がらせることにある。筆者はこのうち童家溪義渡と海棠溪義渡の事件を比較・対照させることから、運賃・運航条件の問題と差務負担の問題を抽出し、これらが義渡の社会的位置付けを確かめる上で、最重要の論点になると考えるに至った。事案数で言えば僅か3件の検討を経たのみであるが、先行研究も具体的史料も乏しい現状にあっては、ここで得られた見通しを提示するだけでも、今後の本格的な研究へ進むために十分な意義があるものと思う。

以下、第1章・第2章は議論の前提として、重慶における義渡の概況の確認に充てられることになる。第1章では、義渡が開設された背景、及びそれと表裏をなす船幫との関係、第2章では、義渡の運営の根幹となった経済基盤・資産規模について順次論じていくことで、義渡とその周囲の中間団体の関係を規定したものが何であったのか明らかにする。これを踏まえて第3章・第4章では、童家溪義渡と海棠溪義渡を見舞った紛争事件の分析に入り、義渡が設立後に周囲の同業行会・団練・官府とどのような

³ William T. Rowe, *Hankow: Conflict and Community in a Chinese City 1796-1895*, Stanford University Press, 1989. 羅威廉『漢口：一個中国城市的衝突和社区（1796-1895）』魯西奇・羅社芳訳、中国人民大学出版社、2008年、第205-207頁。

⁴ 祝瑞光・龐迅・張崢嶸「京口救生会与鎮口義渡局」『東南文化』2005年第6期、2005年、第53-56頁。

⁵ 徐曉光「從清末民国天柱県渡口碑文看清水江流域義渡習慣法与公益道德」『貴州師範大学学报：哲学社会科学版』2015年第5期、2015年、第76-82頁。

⁶ 龔君・魏志文「瓜鎮義渡局始末」『檔案与建設』2016年第5期、2016年、第58-59頁。

⁷ 楊文華「清代四川民間義渡的社会效能整合」『求索』2017年第7期、2017年、第65-70頁。

⁸ 楊文華氏前掲論文、第66-67頁。

⁹ 楊文華氏前掲論文、第68-70頁。

¹⁰ 会議論文ではあるが、拙稿「圍繞着清末重慶米市的社會關係：以六宝公米市為例」明清研究国際學術研討会、2017年に、その一端を示したことがある。

¹¹ 『巴県檔案（同治朝）』No. 14407、本城劉有余李福順等以欄船貨破壞船行互控案、同治8年5月。

¹² 『清代乾嘉道巴県檔案選編』上、道光14年5月24日巴県正堂特示、第412頁。ただし、同書に収録されているのは、この諭示のみで訴訟案巻の全体には及ばない。また、関連文書として、道光17年3月1日海棠溪渡侯全盛稟狀（『清代乾嘉道巴県檔案選編』上、第414頁）、道光21年10月18日巴県特示（『同』、第415頁）も含め、ここでは検討対象とする。

¹³ 『巴県檔案（同治朝）』No. 14615、大渡口船戸王国相控告陳洪順私渡牛隻過河抗應差稅案、同治7年3月。この案件は大渡口の船戸が義渡を詐称したために、義渡とは本来どうあるべきかという問題も争論の対象になったもので、義渡そのものは紛争の直接の当事者ではない。したがって、本稿では必要な部分だけ言及するに止め、事件全体の概要については触れないものとする。なお以下、『巴県檔案（同治朝）』マイクロフィルムからの引用は、檔案番号・姓名・為事・年月日で表記する。

関係を築こうとし、どのような行為準則が選択されたのかを論じる。以上の検討を通じて、義渡の活動の背後にあった図式を明らかにすると共に、今後さらに深めてゆくべき論点をいくつか提示するつもりである。

一 義渡設置の背景と船幫の関係

義渡とは、地元の紳士・富家から土地や金銭の拠出を受けて会を組織し、こうした資産から上がる収益を元手に、河川沿岸の埠頭に渡船を置いて短距離輸送に供し、運賃は原則無料で、乗客を対岸の埠頭まで運ぶというものである。義渡は四川省においては乾隆中後期以後、紳士たちの手で盛んに設けられたというが¹⁴、重慶（ここでは巴県の県域を指して言う）¹⁵のケースについても、開設時期が判明する11の義渡のうち、乾隆時代が3、道光時代が3、光緒時代が2、民国時代が3を数え、四川省全体の傾向と軌を一にしている。

そして、それは19世紀以後、紳士・商人たちが善堂・会館などを拠点に慈善事業に乗り出し、官府に代わり公益事業を掌握していった¹⁶のとも軌を一にする現象であった。義渡もまた営利を目的とせず、公共奉仕を謳った事業として存在していた。義渡が普通の慈善事業と異なるのは、民間の船幫が既に営業している河川の埠頭で、これらの船戸と並んで渡船を運航させていた点にある。

一般に、義渡を設けるのが慈善事業と認知されたのは、William T. Rowe氏の述べる通り、民間の渡船による客の奪い合いや、高額に乗船

料、さらに悪天中の船出に伴う水難事故の頻発化など、船戸による悪事が横行していたからであったが、¹⁷

船人は欲深く、搾取をした上に横暴であり、自己の欲を満たそうと、定員を超過して搭乗させ、盛夏の増水期に川の中に入り出し、数十人の命を失わせて魚の餌とするのも厭わない。貪夫のせいで人が死ぬことに、行旅はみな嘆き悲しんだのだ。道光14年、知県の楊霈はこのありさまを見て、大いに紳耆を招集し義渡を開設しようと諮ったのである¹⁸。

重慶においても道光時代から一例が挙げられるように変わりはなかったらしい。渡船が乗客を脅し暴利を貪ったばかりか、乗客を過剰に積載して運航させたために船が転覆し、しばしば水死事故を引き起こしていたといわれるのである。そこで、富家が資金を提供して会を設立し、渡船を往来させることが慈善事業の1つに数えられたのであったが¹⁹、それは船戸たちの目から見れば、義渡が彼らの縄張りに割り込んできたことを意味している。船幫と義渡の関係はそこでは如何なるものとなったであろうか。

船戸の横暴な振る舞いの背景に、営業独占があったことは疑いを入れない。重慶の同業行会は一般に、官府から牙帖（営業許可証）の交付を受けて存立根拠とする代わりに、差徭などの役務を官府へ提供するという関係にあったが、彼らはしばしば差務負担に応じているのを口実に、巴県へ訴訟を起こしては同業他者の参入を排除し、官府から営業独占の特権を保証されていた²⁰。船幫についても道光元年（1821）、太平

¹⁴ 楊文華氏前掲論文、第69頁。

¹⁵ 『民国巴県志』巻17、自治、義渡の項所載の記事に拠ったためである。なお、巴県は重慶府府郭の県であり、重慶府城内部の市街地と周辺近郊農村から構成される、重慶府城の中心部である。

¹⁶ 羅威廉氏前掲著書、第162-223頁。

¹⁷ 羅威廉氏前掲著書、第205-207頁。

¹⁸ 『民国巴県志』巻17、自治、義渡、13a。舟人貪利、索取横苛、罔飽已利、逾額多載、盛夏洪流、不惜以数十人生命葬於魚腹之中。貪夫殺人、行旅共嘆。清道光十四年、県令楊霈有見於此、大会紳耆、規設義渡。

¹⁹ 同前注17。

渡の船戸徐学先らが、玄壇廟の渡船は差務がないのに貨物運送を行っていると訴え、太平渡の埠頭から閉め出すことに成功したケースや²¹、道光15年（1835）、譚正順ら太平門の船戸が差務負担の旧規を楯にとって王正常らを訴えたケースが²²、既に紹介されている。

また、太平門の船戸鄧万海らと儲奇門の船戸李順彩が争い、巴県へ互いに訴え合ったときには、どちらも差務の負担を果たしていたために、巴県は両者が貨物の搬送先に応じて縄張りを分け合うとの裁定を下したが²³、このケースでは、荷主が渡船の選択権を失うことになってしまった²⁴。つまり、船幫がそれぞれ重慶の各埠頭を自己の縄張りに囲い込み、官府の保護と営業独占を享受しながら、勝手放題ができる環境下にあったのである。義渡の背後にどういう構図が存在するのか明らかにしようとするとき、船幫との競合・対立の関係を考慮の外に置くことはできない。

したがって、ここで注意を要するのは、義渡の設立が短距離航運事業への参入を意味していただけでなく、船幫の営業独占を突き崩す可能性も持っていたことである。義渡が公益奉仕を標榜して設立されると、船幫のほうではそれを阻止する有効な方法がなかった。公共性という新たな原理を持ち込むことにより、旧来からの営業独占が乗り越えられたかもしれないのである。

次章以下で見ると、義渡と船幫の間には紛争がしばしば起こったが、それは船幫が義渡を競合相手と認め、独占利益を侵害されたと反

発したときであった。ただし、義渡が無料で貧民を渡船に搭乘させるくらいなら、船幫にとっては痛くも痒くもない些細な問題に過ぎなかったはずである。では、船幫が義渡の行為を脅威と感じたのは、どのようなときのことであつたろうか。

以下、各章で具体的事例の紹介に入りたいが、その前にまず、義渡はどのような経営基盤の上に立ち、資産規模はどれくらいの額だったのかという、基本的な問題から問うていかなければならない。

二 義渡の経営基盤

義渡が無償で渡船を運航させるには、土地財産から上がる佃租収入が主に利用されたが、義渡の運営経費に充てられた資産はそもそも、どれくらいの規模だったのかが、直ちに問題になってくる。地方志のなかには、義渡の資産からの収入額や渡船の所有数を記載するものがあるので、それらを見ると、

漁洞溪義渡。乾隆60年、県人の穆遜庵が土地2所を寄付した。1所を大正溝といい、もう1所を鍋底凵といい、税糧9分に当たる土地である。船を1隻造り、長らく義渡とした²⁵。

魚洞溪義渡。乾隆時代、職員（主に捐納で（高額寄付・軍功の賞叙も含む）官員資格を取得した者の呼称）の穆遜庵が佃租10余石の土地を寄付して、義渡を魚洞溪の小河口に設置し、「穆舍渡」と呼ばれ

²⁰ 范金民「把持与応差：從巴県訴訟檔案看清代重慶的商貿行為」『歴史研究』、2009年第3期、2009年、第59-81頁。周琳「隱藏在条文背後的『秩序』：從中介貿易糾紛看清代中期重慶的『官牙』制」『中国和世界歴史中的重慶』、重慶大学出版社、2013年、第154 - 160頁。なお邱澎生氏は、巴県知県がこうしたケースでは「過度の競争が反って交易秩序の混乱を引き起こすことを第一に憂慮する価値観」を抱いていたと指摘す

る。邱澎生氏前掲論文、第256頁。

²¹ 邱澎生氏前掲論文、第317頁。

²² 范金民氏前掲論文、第76頁。

²³ 范金民氏前掲論文、第71-72頁。

²⁴ 同前注23。

²⁵ 『道光重慶府志』卷1、輿地志、山川、49a。漁洞溪義渡。乾隆六十年、邑人穆遜庵捐置二産、一大正溝、一鍋底凵、載糧九分、造船一隻、永作義渡。

た²⁶。
 漁洞溪義渡には、2箇所の田産から上がる収益が佃租10余石ほどあり、ここから渡船1艘を配備して運航させたことがわかるが、経営規模はきわめて零細であったと言ってよい。このほかにも『民国巴県志』には、大渡口義渡が佃租収入20余石をもとに渡船2艘を所有²⁷、李家沱義渡が佃租収入20余石と基金1000両をもとに渡船2艘を所有²⁸、木洞鎮義渡が佃租収入40石をもとに渡船4艘を所有²⁹とあるに過ぎず、規模が零細である点で漁洞溪義渡と大差はなかった。

義渡はどれも人旅の往来で賑わう場所（多くが重慶府城の対岸の埠頭）に附設された。重慶において義渡の設立は、商業の繁栄・人口の増大を背景にもつ都市的現象である。しかし、義渡のうち多数を占めたのは、このように租佃収入が10石から数十石、渡船の所有が1隻から数隻というレベルで、零細な経済基盤の上に立つものだった。周知のように、善会・善堂など慈善団体はおおむね資金難に苦しめられており、義渡の場合はさらに経営規模の零細さも考慮に入れば、これらも運営難に陥っていたことは容易に予想できる³⁰。義渡はその多くが運転資金面で不安定な経営を強いられており、苦境を切り抜けるための手段を講じなければならぬ状態にあったのである。

いっぽう、海棠溪義渡のような例外的に富裕な義渡も存在する。海棠溪の埠頭は長江沿岸にあって、重慶府城の儲奇門・太平門を結ぶ主要ルートに当たり、乗客と貨物でごった返し大いに賑わっていた。

儲奇門・太平門を出て、長江を渡り海棠溪に至るのが、四川・貴州間の主要ルートである。重慶府城の人口は数万戸を数え、毎日の米薪・雑物の需要は数百千石に上り、これらが海棠溪を通過して販運されてくる。それ故、埠頭で渡船を俟つ者は、踵を接して至り跡を絶たないのだ³¹。

海棠溪義渡は道光14年（1834）、巴県知県楊需のここに義渡を設立しようという呼び掛けに応じて³²、紳士の廖春瀛から佃租357石相当の土地と現銀4712両の拠出を得たことに始まる³³。義渡への田土の寄付と購入はその後もお続き、資産は田産から上がる毎年の収益が、総額760余石もの巨額に達することになった³⁴。義渡はこの豊富な資産に見合うかのように、渡船を36艘も航行させていたから³⁵、海棠溪義渡は重慶において最大規模を誇るものとなったのである。

しかし、海棠溪義渡もまた運転資金の不足に悩まされた点で、ほかの義渡と変わりはない。経営管理の不行き届きが主な原因とされる

²⁶ 『民国巴県志』巻17自治、義渡、12b。魚洞溪義渡。清乾隆年間、職員穆遜庵捐田租十余石、設義渡於魚洞溪小河口、名曰穆舍渡。

²⁷ 『民国巴県志』巻17自治、義渡、12b。清道光時、馬王郷士紳後捐購置田業一股、年租二十余石、置船二艘、雇人推渡。

²⁸ 『民国巴県志』巻17自治、義渡、12b。清道光十九年、石馬郷人牟姓、捐田租二十余石并銀千兩、購置渡船二艘、定章刊石、以垂久遠。

²⁹ 『民国巴県志』巻17自治、義渡、15a。清乾隆時、郷人募置田租四十石、成立廣濟義渡會。每年洪水時、設船四艘、專渡河壘、渡夫四名、一夫給穀八石。

³⁰ 例えば、童家溪義渡のケースが一例として挙げられる。後注37を参照。

³¹ 『民国巴県志』巻17、自治、義渡、13a。出儲奇・太平兩門、渡江抵海棠溪、川黔往來要道也。城中居民數萬戶、日需米薪雜物數百千石、亦多由此道販運而來、以故佇立喚渡者、踵止相接。

³² 同前注18。清道光十四年、県令楊需有見於此、大会紳耆、規設義渡。

³³ 『民国巴県志』巻17自治、義渡、13a。正籌措間、県紳廖春瀛独任鉅貲、促成斯舉、輸田租三百五十七石、值銀九千二百八十八兩、統捐銀四千七百一十二兩、足成一萬四千金。

³⁴ 『民国巴県志』巻17自治、義渡、13b。嗣後、紳董復募置田租百余石、至今共計計田租七百六十余石。

³⁵ 『民国巴県志』巻17自治、義渡、13b。成立之始、製定木船三十六艘、以資利涉。

が³⁶、海棠溪義渡は巨額の資産を擁していたといっても、渡船もそれに見合うだけの数を所有していたから、出費が高んだことも理由に挙げられよう。義渡は規模の大小にかかわらず、資金難の問題が付いて回った。こうした苦境を乗り切るためには、もし土地や金銭の寄付が新たに得られれば最も望ましいが、そうでない場合には如何なる方法が追求されたのだろうか。

注目に値するのはまず、義渡が地元の団練（自警団・近隣団体）に協力を仰ぐ関係を築いていたことである。例えば、童家溪義渡では貢生の劉有余らが、基金不足の足しにするために渡船を買い増し、これを李福順に貸し与えて押銀（保証金）20両と賃貸料を受領することにしたが、

生（貢生の自称）らは、童家溪の埠頭に義渡を設け船を寄付したが、基金不足のために、団衆が話し合っ蓬船（屋根つきの船）を造り、貨物を搭載することにした。李福順兄弟に貸出して運搬に当たらせ、押銀20両を受け取るようになっていた。借用証を提出する³⁷。

それは地元の団練との協議の上でおこなわれたものである。また同治元年（1862）、大渡口義渡が不祥事を起こし、罰として牛船の權益を召し上げられた後、王国相ら大渡口の船戸たちがそれを請け負うことになったが³⁸、このとき黄葛渡の船幫を代表して易順才らが、差務銭を割

り当てるために押し掛けてきたのに対し、

黄葛渡が掛け合ったところ、（大渡口の船戸は）団練によって義渡に改められることになったと詐称した³⁹。

彼ら船戸たちはそのとき、地元の団練の都合で義渡になったと詐称し、支払いを拒んだといわれる⁴⁰。王国相らの発言が虚偽だったとしても、重要なのは団練との協議を匂わすことが、彼らの言行の信憑性を高めるのに役立った点である。このことは団練と義渡の協力関係が一般常識として通用していたことを裏付けるものである。もともと義渡設立のために拠金したのは地元の紳士たちであったし、団練の指導者となったのも地元の紳士たちであった。彼らは出身階層の点でも、利害関係の点でも相互に重なり合う存在である。おそらく義渡が最も期待できたのが、こうした団練からの支援だったのであろう。

そして、注意すべきもう1つの点は、童家溪義渡のケースでも暗示されていたことだが、渡船の運賃の有料化である。童家溪義渡では、運賃を取る船と取らない船が併設されたことになるのである。また、海棠溪義渡では、渡船36艘のうち20艘は無料で乗客を搭乗させたのに対し、16艘は貨物の運送に充てて運賃を取ることにしたという。

次いで、経費の不足のために、20艘は乗客を載せて渡銭は取らず、16艘は米薪・牲

³⁶ 『民国巴県志』 卷17自治、義渡、13b。已而董理非人、滋生弊竇。

³⁷ 『巴県檔案（同治朝）』 No.14407、貢生劉有余等、為違約霸阻事、同治8年5月13日。生等童家溪碼頭捐設義渡船隻、因底金不敷、團衆議立蓬船、攬載客貨、有李福順弟兄偕運、取押銀廿兩、佃字審呈。

³⁸ 『巴県檔案（同治朝）』 No.14615、王国相等、為藉差纏搯事、同治7年閏4月23日。蟻等係大渡口橫□小船□□文武各衙差務。於同治元年匪擾差繁、蟻等難支。適義渡船夫私渡窃牛、貽累地方。是臘李和美等稟前張主斷、過河牛隻、応婦蟻等設立公船、經理裝渡、以応差務而杜賊風。

³⁹ 『巴県檔案（同治朝）』 No.14615、小甲易順才等、為惡船抗差粘懇示禁事、同治7年3月8日。本渡清理、推稱伊团改作義渡。

⁴⁰ 同前注38。王国相らは巴県知県には「公船」と称しており、自己利益を最大化するために、相手に合わせて呼称を使い分けていることがわかる。ここで「公船」と名乗ったのは、公務を果たすために設立したという含意で、巴県知県の心象を好くしようと狙ったものだろう。

⁴¹ 『民国巴県志』 卷17自治、義渡、13b。嗣因経費不敷、以二十艘載人不取渡銭、以十六艘載米薪牲畜百貨、略有所取。

畜・百貨を載せて運賃を取ることにした⁴¹。義渡は資金不足を理由に、しばしば運賃の有償化に踏み切ったが、その手法はこのように様々であった。義渡が零細資本の状態のまま細々と、貧民を無料で乗船させているくらいなら、船幫にとっては恐れるに足らない存在だったであろう。しかし、それが公然と貨物運送のような実入りの好い仕事を、船幫と奪い合うようになると話は別である。船幫は義渡が営利事業に参入し始めたことに不満を募らせるのは必至であった。

このような事実は義渡の社会的位置付けを考える上で、それと敵対した側・味方した側のいずれにあっても、影響せずには措かないものである。義渡の活動に対して紛争が起こったとき、船幫は専ら義渡の営利行為を標的に攻撃を加えてきている。ここでは、何が主な争点となったのであろうか。以下、『巴県檔案』に拠りながら、主として童家溪義渡・海棠溪義渡の紛争の展開過程に沿いつつ、運賃・運航条件と差務負担の2点に問題を分けて考察していくことにしたい。

三 紛争と解決 (一) 運賃・運航条件をめぐる問題

童家溪は重慶府城の北西対岸からやや離れた地点に、海棠溪は重慶府城の南対岸の正面に所在する重慶府城近辺の埠頭であり、さらに、どちらも重慶市街地の埠頭を船運で結ぶという点で、商業上も交通上も同一の働きをしていた。また、海棠溪義渡の紛争が道光14年(1834)、童家溪義渡の紛争が同治8年(1869)と、太平

天国の動乱期をその間に挟むが、重慶は太平軍の攻撃を退け占領されずに済んだから、社会上も経済上も大きな打撃を受けた訳ではなかった。重慶も太平天国軍の攻勢に晒された時期は、差務負担が急増するなどの事実はあったが、それは同業行会の力で十分賄える水準だったし(前注38。於同治元年、匪擾差繁……以応差務而杜賊風)、団練が社会に定着したのもこの時期のことであったが、平時には軍事的意味合いは乏しく、近隣団体としての働きしか持っていなかった。

つまり、こうした事柄は商業経済の拡大化、社会的流動性の加速化という一般的趨勢の下にあったとしても、道光時代と同治時代の間の30年間に、顕著な差異(とりわけ質的差異)は見出し難いのである。したがって、童家溪義渡・海棠溪義渡のケースについて、ここでは同一の場所・同一の時代の問題として比較・対照するものである。以下、事件の経緯をそれぞれ、運賃・運航条件の局面と差務負担の局面の2つに大別し議論を進めていくことにする。

義渡を名乗るのであれば、運転資金は公産から捻出し、運賃は無料となるはずだったが、義渡はどこも資金不足に悩まされるのが常で、それを理由に運賃集めに乗り出すケースがしばしばあった。童家溪義渡のケースも例外ではなく、基金不足の足しにするため渡船を買い増し、これを李福順に貸し与えて、押銀20両と賃賃料を受領していたことは既に見た。しかし、このことは民間の船戸から見れば、公益を隠れ蓑に営利事業を行っていることに他ならず、船幫は義渡のこうした行為に攻撃を加えてくるようになった。事実、臨江門の埠頭では、童家溪

⁴² 『巴県檔案(同治朝)』No.14407、貢生劉有余等、為違約霸阻事、同治8年5月13日。今三月十五、福順在臨江門裝本場聚義公棉花、遭輪船項長發等奪裝透漏。憑団理処、認罰免賠、罰帖審呈。[五]月初二、又裝義順合糖貨、有裴小甲等侍衆霸阻、擄提朋兇。

⁴³ 船戸たちを束ねた頭目の呼称。

⁴⁴ 『巴県檔案(同治朝)』No.14407、受傷船戸蘇洪順等、為霸質傷沈協叩作主事、同治8年5月10日。今裴遠宗以申霸扛兇稟案、未批。

義渡から李福順が請け負っていた渡船が、現地の船戸とのトラブルを招くことになったのである。

事件は李福順が臨江門（重慶府城北側の埠頭）で、同治8年（1869）3月15日、綿花を船積みしていたときと、5月2日、砂糖を船積みしていたときの2度にわたって、船戸たちに積荷を強奪された挙げ句に⁴²、臨江門の埠頭からは裴遠宗ら小甲⁴³が船幫を代表し、李福順を巴県に訴え出たというものである⁴⁴。

童家溪にはもともと埠頭はなく、渡船もなかった。李福興（李福順の異称）が勝手に船を造り妄りに貨物を搭載していたのを、衆人一同の調査の上で捕えた経緯は、誓約書に明瞭である。毎日乗客を載せて重慶府城まで1往復することだけを許し、上等の貨物などを搭載することを禁じて、民（船戸らの自称）らが交代で商いに従事し、差務に違反なく応じられるようにさせた⁴⁵。

ここで臨江門の船戸たちは、童家溪に埠頭は存在しないと述べた上に、李福順の渡船には乗客を1日1往復させることしか許可していないと主張し、それにもかかわらず、貨物運送を続ける違反行為を差し止めさせるように、巴県へ申し立てている。彼らは明らかに出鱈目も交えつつ、貨物運送のような実入りの多い仕事から義渡を排除し、不利な運航条件を押し付けようと

目論んだのである。童家溪義渡が営利行為に走り、貨物運送の仕事を横取りされたことが、船戸たちの不満に火を点け対立を大きくしたのであった。

5月13日になって、童家溪義渡からは貢生の劉有余らが、臨江門の船幫の主張には根拠がないと直ちに反論したが⁴⁶、ここで注目に値するのはそれだけでなく、仲裁に当たった地元の団練⁴⁷も、同業行会の首事たちも揃って義渡に味方している点である。なかでも、米幫首事の石栄椿らは連名で、事件の経緯について巴県へ報告を上げ、童家溪義渡を支援する姿勢を表明したのであった。

5月2日、（李福順が）臨江門に到着したところ、一体どうしたことか、裴小甲らが差し止めて（彼を）負傷させたのを、蟻（石栄椿の自称）らは知って驚愕し、直ちに仲裁に当たった。裴小甲らの言い分は、旧規にもそぐわず、情理からも外れている。再度集まって話し合ったが、裴小甲らは横暴で道理に従おうとしない。事は些細ではなく、彼らが重大事件を醸成したら、誰が責任を取ることができるだろうか⁴⁸。

彼らは商売の上では荷主に当たる者たちであるから、貨物運送から童家溪義渡が閉め出され、臨江門の船幫の独占に帰しては、最も損害を受ける立場になってしまう。このとき同業ギルド

⁴⁵ 『巴県檔案（同治朝）』No.14407、受傷船戸蘇洪順等、為霸買傷沈協叩作主事、同治8年5月10日。情、童家溪原非碼頭、歷無船隻、遭李福興私行造船濫裝、經衆查獲、書約朗憑。每日只許裝客一載來渝、不裝上貨等事、以便民等挨輪口貿、応差無違。

⁴⁶ 『巴県檔案（同治朝）』No.14407、貢生劉有余等、為違約霸阻事、同治8年5月13日。今惡等背約兇霸、情実不合、協懇察究、立案息爭。

⁴⁷ 地元の団練は同治8年3月15日の仲裁時、童家溪義渡を支持する裁定を下したことがわかる。同前注42。憑団理処、認罰免賠、罰帖審呈。

⁴⁸ 『巴県檔案（同治朝）』No.14407、各幫首事石栄椿等、

為稟明免累事、同治8年5月13日。初二運至臨江門、否被裴小甲等攔截兇傷各情。蟻等聞駭、即查理剖。小甲等所言各項情事、毫不予旧章相涉、実出情理之外。復集理論、小甲等横不由理。切事非小可、伊等如釀成重件、咎又誰歸。

⁴⁹ 『巴県檔案（同治朝）』No.14407、受傷船戸蘇洪順等、為霸買傷沈協叩作主事、同治8年5月10日。[批] 候驗喚訊明究懲。

⁵⁰ 『巴県檔案（同治朝）』No.14407、各幫首事石栄椿等、為稟明免累事、同治8年5月13日 [批] 查李福順等現□□陳蔓害赴案具控、已批飭約団、会同舟幫首事理処矣、併仰知照。

と義渡の利害は一致していたと言ってよい。このように、童家溪義渡は地元の団練のみならず、同業行会まで味方に抱き込むことに成功したのである。

つまり、童家溪義渡のケースに見る限り、船幫とは高収入の仕事の争奪で競合していたのに対し、地元の団練・同業行会とは良好な関係を築き、そこから協力・支援を得られたことが彼らの強みとなったのであろう。事件はその後、巴県が事件関係者一同を召喚すると共に⁴⁹、団練・郷約に仲裁を命じた所⁵⁰で途切れているが、おそらく審問を俟つまでもなく、童家溪義渡に有利な形で決着がついたものと考えられるのである⁵¹。

いっぽう、これと対照的なのが、海棠溪義渡をめぐるトラブルであった。海棠溪の埠頭では、石炭の船運は炭船戸の侯全盛の独占に帰しており、義渡も既に道光14年（1834）3月にはこの仕事から閉め出されていたが、5月にはさらに侯全盛は、海棠溪義渡の船夫たちが炭販と結託し、安価で石炭の運送を請け負っていると巴県に訴えてきた。彼らは乗客そっちのけで石炭の船運に当たるため、行旅の阻滯を来し大騒ぎになっていると、訴訟状の中に書き立てられたのであった。

蟻（侯全盛の自称）らは前月（3月）13日

に「呈明電鑑」の件で、（侯全盛が）義渡の石炭の運送を引き継ぎ、（義渡に）搭載させてはならないと訴え出て、既に（巴県の）批示を受け取り、蟻らは承認した。最近では義渡の船夫が暴利を貪り、炭販とグルになって、安価で石炭を運んでいるために、行旅の往来が滞留して、日ごとに騒動になっている⁵²。

巴県は侯全盛の訴えを全面的に認め、海棠溪義渡の夫頭・船夫たちに対し、貧しい乗客が僅かな石炭を帯同してくるのを無料で乗船させる外は、炭販からの積荷の船送に携わることを一切禁止すると申し渡したのであった⁵³。このときは海棠溪義渡の首事も侯全盛の要望を容れ、船夫の行為を抑える側に回っていたといわれるが⁵⁴、それにしても、義渡が石炭運送から排除されたまま、炭船戸による独占が罷り通ってしまったのは何故だろうか⁵⁵。

本章の検討にもとづくなら、こうした好対照の結論が出た原因は、童家溪義渡のように、団練・同業ギルドの有力者から支援を得られたか否かに、求められるかもしれない。確かに童家溪義渡のケースでは、こうした協力関係が有利な解決を導くように作用したであろう。しかし、海棠溪義渡の首事も、名声ある紳士が巴県から委任されたものであり⁵⁶、彼らも県衙門や

⁵¹ 李福順が1度目、綿花を船積み中に強奪されたときには、団練の仲裁により、船戸たちに詫びを入れさせて決着したのも傍証となろう。注42を参照のこと。この度も団練が仲裁に入るはずだから、前回と同様の解決を見た公算が大きい。

⁵² 『清代乾嘉道巴県檔案選編』上、道光14年5月24日巴県正堂特示、第412頁。情、蟻等于前月十三日以呈明電鑑事承載義渡炭挑、不得装入等情在轄、已沐批示、蟻等具認結在卷。近因義渡船夫、希圖漁利、私串炭販、少価運炭、以致行人阻滯、逐日滋鬧。

⁵³ 『清代乾嘉道巴県檔案選編』上、道光14年5月24日巴県正堂特示、第412頁。除稟批示、并飭差密查外、合行出示曉諭。為此、仰海棠溪義渡夫頭、及渡夫延河差役人等知悉。嗣後如有苦民零星挑炭一二挑者、許婦義

渡船夫接渡、不准渡夫索取分文。其炭販之炭、歸船戸侯全盛等載運、務宜遵照、毋得彼此混争、洗乱章程。

⁵⁴ 『清代乾嘉道巴県檔案選編』上、道光14年5月24日巴県正堂特示、第412頁。經義渡首事斥蟻等之責、但奸弊甚大、河心交錢、首事河差夫頭、焉得知情。

⁵⁵ ただし、その後道光21年（1841）になって、侯全盛の目に余る横暴ぶりが露見したために、彼の炭船は反って撤廢の憂き目に遭うことになった（『清代乾嘉道巴県檔案選編』上、道光21年10月18日巴県特示、第415頁）。したがって、海棠溪義渡の渡船もこれ以後は、石炭運送の業務に参入できたはずである。

⁵⁶ 『民国巴県志』卷17自治、義渡、13b。由県署委任東南兩里正紳管理。

地元社会に広汎な手蔓を持っていたから、それらを活用する手段に欠けていたとは到底思われないのである（例えば、廖春瀛（海棠溪義渡の創設者）は、『民国巴県志』巻10下に立伝されるほどの名士であった）。

したがって、これに加えてもう1つ原因が考えられねばならない。童家溪義渡と海棠溪の明暗を分けた背後には、差務負担の有無の問題も存在したと考えられるのである。

四 紛争と解決（二）差務負担をめぐる問題

臨江門の船幫も炭船戸の侯全盛も、義渡を相手取って訴訟を起こしたときには、それぞれが自己の差務負担の問題を持ち出してきた。彼らは困難を押して差務を果たしているのに、他業者の操業で営業妨害されては堪らないと、官府の保護を要求してくるのがこうしたケースの常套手段であった。

巴県はこれまで法定外の差務を課してきた手前、船幫や炭船戸に足許を見られているのである。臨江門の船戸たちは縄張りを荒らされると、差務で負わされた借金を返済することもできず、生活に困難を来してしまうと申し立てたし⁵⁷、炭船戸の侯全盛は声高に、自分が朝天駟の飼葉用の差務銭を委託されていると唱えたのであった⁵⁸。

では、義渡がこうした主張に対抗するには、どのような手段を講じるのが最も効果的だった

であろうか。童家溪義渡のケースでは、反訴状の中に次の文言が見られる。

同治5年10月、竜隠鎮・臨江門の差務銭7000文の協力を承認し、規約を定めて数年間怠りなく務めている⁵⁹。

ここでは、童家溪義渡のほうも貢生の劉有余らが、同治5年（1866）から竜隠鎮・臨江門の両所で差務銭を支払っていると反論したことがわかる。臨江門の船戸が差務を盾に取って訴訟を起こしたのなら、こちらも対抗上、差務に応じることで巴県の心象を好くして、護符とすることにしたのである。義渡も差務の負担にメリットを見出したことの持つ意味は大きい。童家溪義渡は官府の後ろ盾を得てその地位を補強しようと、差務提供の方向へ向けて吸い寄せられていったのである。

いっぽう、海棠溪義渡のほうは巴県知県の肝煎りで設けられたものだから、道光14年（1834）の開設以来、巴県から差務免除の特権を獲得していた⁶⁰。そのときは四川総督へ規約を申請して題奏までされたというから⁶¹、何から何まで特例尽くしであった。それ故、海棠溪義渡は官府の保護の点でも、規模の大きさの点でも、重慶においては特例的な存在だったと言ってよい。

重慶の海棠溪・黄葛渡・竜門浩の3埠頭は、これまで文武各衙門の差務を供給してきた。（中略）雑差についてはすべて、黄葛渡・竜門浩・上河の遠所の埠頭で協力し

⁵⁷ 『巴県檔案（同治朝）』No.14407、受傷船戸蘇洪順等、為霸竊傷沈協叩作主事、同治8年5月10日。現在民等因差負債無償、不沐作主、民等有差無貿、閭家勢必絶生。

⁵⁸ 『清代乾嘉道巴県檔案選編』上、道光17年3月初1日海棠溪渡侯全盛稟狀、第414頁。侯全盛具認裝煤炭船日幫草錢四十文、（中略）買草按日送至朝天駟応用。

⁵⁹ 『巴県檔案（同治朝）』No.14407、貢生劉有余等、為違約霸阻事、同治8年5月13日。同治五年十月、認幫竜隠鎮・臨江門差錢七釧、立定規約、数年無案。

⁶⁰ 『清代乾嘉道巴県檔案選編』上、道光17年3月初1日海棠溪渡侯全盛稟狀、第414頁。道光十四年前任楊主動捐海棠溪設立官渡、其官渡差務、概行撤去。

⁶¹ 『民国巴県志』巻17自治、義渡、13b。成立之始、（中略）并申請川督題奏備案。

⁶² 『清代乾嘉道巴県檔案選編』上、道光17年3月1日海棠溪渡侯全盛稟狀、第414頁。情渝海棠・黄葛・竜門三渡、向來供応文武各衙門差務。（中略）至雜差均黄葛・竜門并上河遠処各渡幫給錢、供応差使。

て差務銭を支給し、差使を供応するものとする⁶²。

さらに、海棠溪の埠頭がそれまで負担してきた雑差の差務も、義渡が置かれたのを機に免除の対象とされ、黄葛渡・竜門皓・長江上流の各埠頭へ割り当てが回されることになったのも、これもまた特例である。海棠溪の得た恩恵は義渡のみに限られず、埠頭の船戸全体に及ぶものであった。彼らにとって差務免除の特権を得られたのは望ましいことではあった。しかし、このときは炭船戸の侯全盛からの訴えにより、海棠溪義渡の渡船は石炭運送から排除されるという結果が、いったんは齎されてしまったのである。

義渡にとって差務の賦課はただ回避したいばかりではなく、そこにメリットを見出すことのできるものでもあった。童家溪義渡は貨物運送を妨害されたとき、差務を果たしている事実を後ろ盾に官府の保護を期待できたのに対し、海棠溪義渡は差務免除の恵まれた地位にあったにもかかわらず、一時的であるにせよ、石炭運送から閉め出されてしまったことになる。このように、義渡が差務の負担に応じるか否かは、メリットとデメリットを勘案した選択の問題となっているのである。

ここで、義渡が運賃を集め有料化したことと、差務の提供に応じたこととの関連性をもう少し考えてみよう。次に見るのは、同治7年(1868)4月8日、王国相ら大渡口の船戸が陳洪順ら黄葛渡の船幫と、差務銭の割り当てを互いに押し付け合って争ったときに⁶³、相手方から発せられた文言である。

義渡であるなら銭文を取ってはならないし、銭文を取るなら差務に協力しなければならない⁶⁴。

陳洪順ら黄葛渡の船幫は、義渡を名乗るなら運賃を取ってはならないし、運賃を取るなら差務銭の支払いに応じねばならないと申し立てたのであった。つまりは、義渡が無料で渡船を運航させている限り、差務の免除を受けてもよい。その一方で、義渡であろうとなかろうと、運賃を集め利潤を追求している限り、差務を負担する義務が生じるとの認識が、ここでの含意だと一応は理解しておきたい。

前章までの議論と考え合わせれば、義渡は不安定な経営基盤の上で活動を余儀なくされたが、それを切り抜けるための選択肢は幾つかあったことになる。渡船を無償で運航させ続ける代わりに、差務の負担だけは免除されるというのも1つの方途であった。また、貨物運送のような実入りの好い仕事を求め、営利事業から収益を上げるのも1つの方途であった。そして、このケースでは運賃を集め儲けを出している以上、差務の割り当てを迫る圧力に晒されたり、営利活動自体が攻撃を受け排除の対象とされたりした。その中であっては反って、差務を自主的に提供して官府の保護を得ておいたほうが、相手より優位に立てるために、選択肢のさらに1つとして浮かび上がってきたのである。

しかし、義渡の行為準則がこれでは、船幫のような商業団体とあまりに似通ったものになってしまうはしないか。義渡も船幫も結果的には、差務の提供を果たす見返りに官府の保護を

⁶³ この事件の複雑さは、黄葛渡の船幫が支払いを要求した差務銭がもともと、海棠溪の埠頭の差務を免除するために、黄葛渡などの埠頭に割り当てられたことに原因があった(前注62を参照)。黄葛渡の船幫にしたところで、差務の負担を押し付けられたままでは堪ったものではない。彼らもできる限り多くの埠頭に差務銭の支払いを回し、協力させようと躍起になっており、

大渡口の船戸に目を付けたのであった。いっぽう、大渡口の船戸も地元の埠頭で差務負担に応じている以上、余所から更なる負担を押し付けられては叶わない。そのため長期にわたる争論が発生したのである。

⁶⁴ 『巴県檔案(同治朝)』No.14615、小甲会首陳洪順等、為串団害公事、同治7年4月8日。既為義渡、不応取銭、既取銭文、理應幫差。

得ながら、営利活動に勤しむという行動パターンで一致するのである。義渡は公益という新概念を謳い上げていたにもかかわらず、旧来の船幫と同一の枠組みへと擦り落ちてしまうことになった。それが差務をどう扱うかという問題に、集中的に現れているように思われるのである。

おわりに

本稿は重慶の義渡について、『巴県檔案』から3件の事案を検討したに止まっており、筆者の現時点での見通しを提示したものに過ぎない。しかしそれでもなお、童家溪義渡・海棠溪義渡の紛争のケースを比較・対照させることから、義渡の社会的位置付けを左右した問題として、運賃の有料化・差務の負担という2つの視角を導き出すことができた。さらに、義渡が渡船の運賃を無料とするか否かという問題は、差務の負担に応じるか否かという問題と直結していたこともわかった。

義渡が原則通り無料で渡船を運航できれば、差務を果たす必要はそもそも生じなかったはずである。しかし、義渡は運転資金の不足のために、運賃の有償化に踏み切ることがあったから、それは一方では公共奉仕を標榜しながら、もう一方では営利事業に手を染めることを意味した。このことは船幫から攻撃を招かずには措かないものであったが、童家溪義渡のように対抗上、地元の団練や同業ギルドとの連携を強めると併せて、差務も自主的に提供する見返りに、官府の保護を得て護符とするのが行為準則の1つとなった。

ここでは、義渡にとって運賃の有無・差務の有無が選択の問題となっているが、多くのケースで選ばれたのは、営利活動と差務負担に踏み切ることであつたろう。慈善事業の成否は、商業経済の繁栄がその都市に存在するかどうかを不可欠の要素としたからである。義渡は公共善を掲げ、航運業に新たな原理を持ち込んだにもかかわらず、それを押し通すことができなくなり、旧来からの船幫と変わらぬ行動の図式へと吸い寄せられていったのである。

善会・善堂など慈善団体は大抵が資金難に苦しみ、官府に援助を仰いだり、運営を徭役化したりして賄われることが多く⁶⁵、団体の性格によって、また業務の内容によって、対応の仕方は様々であった⁶⁶。これが義渡の場合には商業団体化という形で現れたのである。それは重慶が経済的に活況を呈し、義渡が民間の渡船と同様の業務に携わったという条件が揃っていたからであった。

今後はこの見通しの正否を確認するために、巴県檔案の対象とする範囲を前後の時代まで広げて検証しなければならない⁶⁷。ここからは、中国社会で公益事業を持続させることの困難さが把握されるだけでなく、公益事業を賄う運営方法の1つの典型が表されているようにも思われるのである。

⁶⁵ 夫馬進『中国善会善堂史研究』同朋舎、第493 - 540 頁。

⁶⁶ 鄒怡「清代城市社会公共事業的運作—以杭州城消防事業爲中心」『清史研究』2003年第4期、2003年、第29頁。

⁶⁷ 四川省檔案館のホームページから巴県檔案の目録を検

索するだけでも、海棠溪義渡については道光時代・光緒時代を中心に、相当数の案巻が所蔵されていることが知られる。当面はこれらの調査に着手することが求められよう。